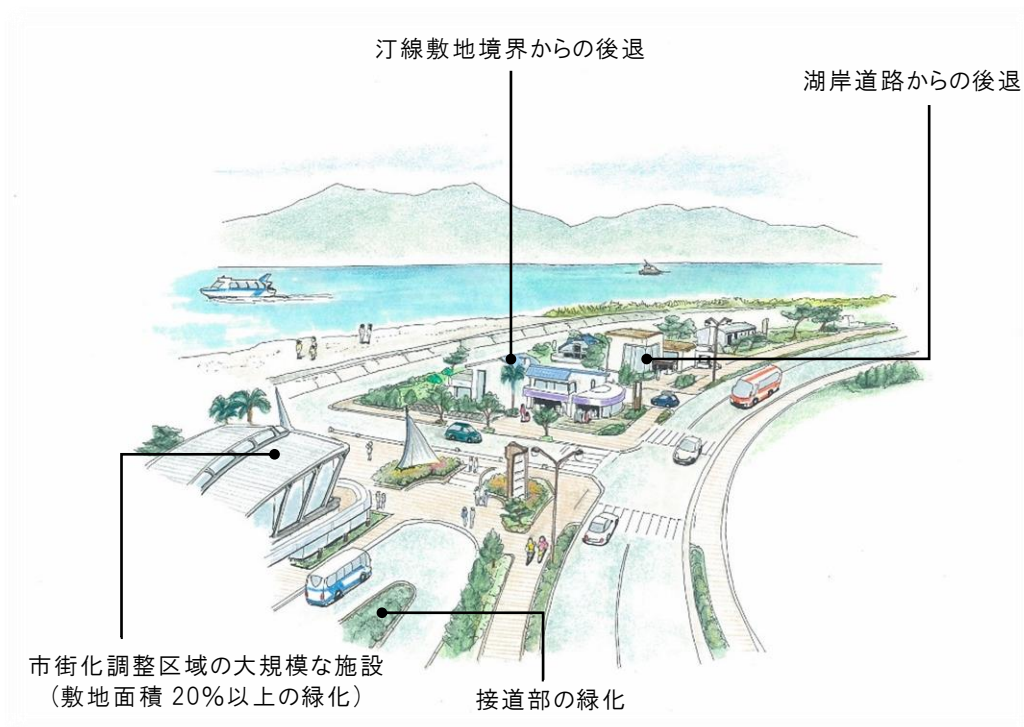
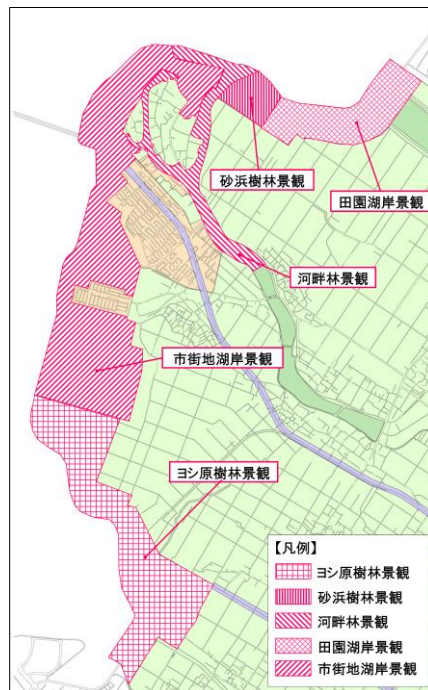


## 湖岸景観ゾーン

○湖岸景観ゾーンの景観形成基準は、県風景条例に基づく「琵琶湖景観形成地域」における景観形成基準を基本とし、5つの類型「ヨシ原樹林景観」「砂浜樹林景観」「河畔林景観」「田園湖岸景観」「市街地湖岸景観」に区分し、景観形成に基準を設定している。

○湖岸景観ゾーンの市街化調整区域内については建築物の高さを13m以下とする。ただし、公益上やむを得ない場合及び景観形成上支障がない場合は、景観影響調査を実施した上で、13mを超えることを認めるものとする。

○緑化措置としては、大規模な施設で市街化調整区域内については、緑豊かな景観とするため、敷地面積の20%以上を緑化することとする。



1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く)

要素	ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観	
敷地内における位置	①敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合よく配置すること。					
	②原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては、汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸または湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物(大規模建築物を除く。)で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。					
			③原則として、建築物の外壁は、隣接する道路および河川側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。			
		④水泳場施設(売店、更衣室等)は、できるだけ樹林の後背部に設ける等の措置により湖岸から目立ちにくくすること。				
形態	①周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。					
	②周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りようもしくは樹林がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。					
	③勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。					
	④屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。					
			⑤建築物の高さは、樹木の樹冠の連続性にできるだけ影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置すること。			

1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く)																
要素	ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観											
意匠	①平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。															
	②大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。															
	③周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。															
					④近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮すること。											
	⑤夜間照明(ライトアップ、ネオンサイン等)、サイン・オブジェ(造形物)等の要素は、湖岸景観を損ねない落ち着いた意匠とすること。															
色彩	①けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。				④けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ること。											
	②色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。															
	③周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。															
	⑤色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R~10R	—	4以下	0.1YR~5Y	—	6以下	その他	—	2以下	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。
色相	明度	彩度														
0.1R~10R	—	4以下														
0.1YR~5Y	—	6以下														
その他	—	2以下														
素材	①周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。															
	②冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。															
	③できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。															
	④伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。															

1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く)					
要素	ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
規模	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>a.建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。</p> <p>b.中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。</p> <p>c.中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。</p> <p>d.中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、建築物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。</p> <p>e.中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。</p>				
敷地の緑化措置等	<p>①敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。</p> <p>②大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が0.3ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。</p> <p>③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。ただし、港湾施設、造船所等において、機能上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りでない。</p> <p>④建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</p> <p>⑤大規模建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p> <p>⑥植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>				
樹木等の保全措置	<p>①敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>②敷地内に生育する樹木については、できるだけ残すよう努めること。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。</p> <p>③樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>④敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p>				

2 垣、さく、へい(建築物に附属するものを含む。)その他これらに類するもの				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。				
②建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。			⑤けばけばしい色彩を避け、周辺景観との調和が得られるものとする事。	
③湖岸および湖岸道路に面するものにあつては、できるだけ樹木(生垣)によること。				
④できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする事。				
⑥色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。				
色相	明度	彩度	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。	
0.1R~10R	—	4以下		
0.1YR~5Y	—	6以下		
その他	—	2以下		

3 門(建築物に附属するものを含む。)				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。				
②色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。				
色相	明度	彩度	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。	
0.1R~10R	—	4以下		
0.1YR~5Y	—	6以下		
その他	—	2以下		

4 擁壁				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
①湖岸および湖岸道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする事。				
②できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。なお、琵琶湖および内湖の水面に面して設けるものにあつては、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとする事。				
③地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めること。				

5 ・煙突またはごみ焼却施設 ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの  
 ・記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの ・高架水槽

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
-------------	------------	-----------	------------	-------------

①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

②原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。

③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。

④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。

	⑤敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すよう努めること。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。
--	--

⑥樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。但し、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、出来るだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

⑦敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。

⑧できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。

⑨色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。

色相	明度	彩度	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。
0.1R~10R	—	4以下	
0.1YR~5Y	—	6以下	
その他	—	2以下	

⑩必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。

⑪植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

⑫都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、次に掲げる措置を講ずること。

a. 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。

b. 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。

c. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。

d. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。

e. 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。

## 6 彫刻その他これに類するもの

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
-------------	------------	-----------	------------	-------------

①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

②原則として、湖岸道路から2メートル以上後退すること。

③琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。

④汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。

⑤周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。

⑥樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地内にある場合は、これらを修景に生かすよう配慮すること。

⑦原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。

⑧色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。

色相	明度	彩度
0.1R～10R	—	4以下
0.1YR～5Y	—	6以下
その他	—	2以下

※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。

⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

⑩都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、次に掲げる措置を講ずること。

a. 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。

b. 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。

c. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。

d. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。

e. 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。

## 7 汚水または廃水を処理する施設

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観												
①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。																
②原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。																
③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。																
④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。																
⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。																
⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。																
⑦平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。																
⑧けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。																
⑨色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R～10R	—	4以下	0.1YR～5Y	—	6以下	その他	—	2以下	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。	
色相	明度	彩度														
0.1R～10R	—	4以下														
0.1YR～5Y	—	6以下														
その他	—	2以下														
⑩敷地外周部は、生垣等で緑化し、容易に望見できないようにすること。																
⑪常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。																
⑫植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。																



8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。				
②原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。				
③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう考慮すること。ただし、これにより難しい場合は移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。				
⑦敷地面積が0.3ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。				
⑧敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。				
⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
<p>⑩都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>a. 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。</p> <p>b. 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。</p> <p>c. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。</p> <p>d. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。</p> <p>e. 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。</p>				

9・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設  
 ・石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
-------------	------------	-----------	------------	-------------

①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

②原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。

③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできた空地には、特に緑化に努めること。

④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。

⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植し、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。

⑦できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

⑧けげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。

⑨色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。

色相	明度	彩度	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。
0.1R~10R	—	4以下	
0.1YR~5Y	—	6以下	
その他	—	2以下	

⑩敷地の面積が0.3ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。

⑪常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。

⑫植栽に当たっては、自然植生を配慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

⑬都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、次に掲げる措置を講ずること。

a.工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。

b.中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。

c.中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。

d.中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。

e.中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること

10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観												
① 鉄塔は、原則として、特別地区内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ること。																
② 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないよう配置すること。																
③ 電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しないこと。																
④ 形態の簡素化を図ること。																
⑤ 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。																
⑥ 色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R~10R	—	4以下	0.1YR~5Y	—	6以下	その他	—	2以下	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。	
色相	明度	彩度														
0.1R~10R	—	4以下														
0.1YR~5Y	—	6以下														
その他	—	2以下														
				⑦ 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。												
⑧ 都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、次に掲げる措置を講ずること。																
a. 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。																
b. 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。																
c. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。																
d. 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。																
e. 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。																

11 建築物等の移転				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によること。				

12 建築物等の外観の模様替え				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。				

13 建築物等の外観の色彩の変更				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。				

14 木竹の伐採				
ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
① 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。				
		② 土地の面積が0.3ヘクタール以上であるものにあつては、樹林を伐採するにあつては、その土地の面積の25パーセント以上を残置し、修景緑化に活用すること。		
③ 湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
④ 高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上のものは、できるだけ伐採しないこと。				
⑤ 一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないよう考慮すること。				
⑥ 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。				

## 15 屋外における物品の集積または貯蔵

ヨシ原樹林 景観	砂浜樹林 景観	河畔林 景観	田園湖岸 景観	市街地湖岸 景観
①敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、既存樹林をできるだけ残すこと。				
②原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。				
③遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。				
④事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。				
⑤農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。				
⑥敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
⑦樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
⑧敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。				
⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				

### 備考

1 この表における「湖岸景観ゾーンの類型」は、琵琶湖景観形成基本計画に定める湖辺景観の類型によるものとし、各類型別の景観の基本的な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) ヨシ原樹林景観 カワヤナギ類の樹林を含むヨシ原が分布している地域の景観
- (2) 砂浜樹林景観 砂浜およびこれと一体となった松林等の樹林が連続する地域の景観
- (3) 河畔林景観 琵琶湖に流れ込む河川の河口部から上流部にかけて、川沿いに生育する樹林等の連続する地域の景観
- (4) 田園湖岸景観 湖岸から農地が広がる地域の景観
- (5) 市街地湖岸景観 低・中高層建築物が連たんする都市的地域の景観

2 この表において「湖岸道路」とは、琵琶湖や内湖の湖岸に沿って設けられた道路で、かつ、当該道路上から多くの人々が琵琶湖または内湖を望見しうる道路をいう。

3 この表において「汀線」とは、鳥居川水位±0のときの琵琶湖の水際線をいう。

4 この表において「湖岸」とは、琵琶湖および内湖の湖岸をいう。

5 この表において「樹林帯」とは、湖辺の松林やヤナギ林等の高さがおおむね 10m を超える樹林帯や河畔林などで、線的、面的にまとまりのある樹木群をいう。

6 この表において「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。

8 この表において「重要な眺望景観」とは、主要な眺望景観のうち特に優れた景観をいう。

9 この表において「大規模建築物等」とは、高さ 13m 以上もしくは4階建て以上または延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える建築物、または建築物以外の高さ 13m 以上の工作物のうち規則で定める工作物をいう。